(2)　沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和一〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設若しくは同法に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分又はこれらの施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その指定避難施設の指定に係る期限又は管理協定に係る締結期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が一〇年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その農地中間管理権の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があった地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(9)　電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であって地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定事業者が設置した一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(11)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の七関係）

(12)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(13)　耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(14)　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(15)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(16)　耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九の二関係）

(17)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九の二関係）

(18)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の一一関係）

(19)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限又は改良期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五六条関係）

(九)　次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

(1)　公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、石綿が含まれている一定の産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設を適用対象から除外した上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(2)　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、木竹を原材料として製造される燃料を製造するための一定の設備に係る課税標準をその価格の四分の三（改正前三分の二）の額とした上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）に係る課税標準をその価格に七分の六を参酌して一四分の一一以上一四分の一三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては七分の六）（改正前三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以